

労働者の方からの公益通報窓口

公益通報とは、

- 1 労働者等が、
 - 2 不正の目的でなく、
 - 3 勤務先における
 - 4 刑事罰等の対象となる不正を、
 - 5 一定の通報先に通報
- することをいいます。

POINT 1 通報する人は労働者等です。

POINT 2 通報する目的が不正の利益を得る場合は、公益通報になりません。

POINT 3 通報する内容は勤務先の情報です。

POINT 4 通報する内容は一定の法令違反している行為です。

POINT 5 通報先は、事業者の内部・権限のある行政機関・その他の事業者のいずれかです。

公益通報の流れ

会社の不正行為を見つけてしまった。



労働者等 ※1

※1 労働者、派遣労働者、事業者の役員等で退職後1年以内の者を含みます。

通報

通報先

通報先は以下の3つです。

事業者の内部

注：従業員300人以下は努力義務

権限のある行政機関

※2

その他の事業者

例：報道機関、消費者団体

調査

調査結果に基づく措置の実施

※3

※2 豊川市で設置する通報・相談窓口は、権限のある行政機関の窓口です。国や県が権限を有する場合は、国や県が通報先になります。

※3 調査には、通報内容を裏付ける資料や具体性等が必要になります。

Check! 通報者の保護

労働者が保護要件を満たした公益通報をした場合、公益通報を理由に解雇や降格等の不利益な取扱いは無効です。

また、秘密保持や個人情報保護を徹底し、秘密が漏れることはありません。

通報窓口・相談窓口

1 通報窓口

法的な権限に基づく処分や勧告等を担当する所管課が通報窓口となります。書面その他、電話や電子メール等で受け付けます。

2 相談窓口

商工観光課商工労政係です。豊川市の通報窓口等が不明な場合はお問い合わせください。

【相談窓口の問合せ先】

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所産業環境部商工観光課商工労政係

TEL: 0533-89-2140 FAX: 0533-89-2125 E-mail: shoko@city.toyokawa.lg.jp